

各 位

平成 30 年 7 月 11 日
水島ガス株式会社

平成 30 年 7 月豪雨により被災されたお客さまに対するガス料金の特別措置について

このたびの豪雨により被災された皆さまに、心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

当社は、同災害に被災され、当社供給区域に避難されたお客さまに対して、ガス料金の特別措置を下記のとおり実施いたします。

記

1. 適用対象のお客さま

平成 30 年 7 月豪雨に関連して災害救助法が適用された地域において被災され、当社供給区域外から当社供給区域内に避難されたお客さま（お客さまからのお申し出に応じて適用させていただきます）。

2. 特別措置の内容

被災されたお客さまの避難先における平成 30 年 7 月、8 月および 9 月検針分の各ガス料金の支払期限※をそれぞれ 1 か月間延長いたします。

※ 支払期限

検針日の翌日から起算して 30 日目をいいます。お客さまが、支払期限を経過してもなおガス料金を支払われない場合は、支払期限の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1 日あたり 0.0274%）を申し受けます。

3. 連絡先

ご不明な点があれば、下記の連絡先までご連絡ください。

担 当：水島ガス株式会社 営業部お客さまグループ

TEL：086-444-8141

住 所：倉敷市水島福崎町 3 番 3 0 号

以 上